

令和2年2月28日

生徒のみなさん

津東高等学校

## 新型コロナウイルス感染防止に係る臨時休業について

三重県教育委員会は全ての県立学校を令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間、臨時休業することとしました。臨時休業は感染拡大防止の措置であり、人の集まる場所等への外出を避け、不要不急の外出は控えてください。また、以下のことに注意するとともに、感染が疑われる場合には早急に学校へ連絡してください。

### <臨時休業期間中に注意すること>

#### (1) 健康管理

- ・ 臨時休業は、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための措置です。人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごしてください。
- ・ 家庭においては、体温測定を行うなど、体調管理につとめてください。
- ・ 臨時休業期間は、咳エチケット、手洗い、うがい、部屋の換気など通常の風邪予防を心がけるとともに、生活リズムが乱れないように起床・就寝時間や学習時間等規則正しい生活をし、バランスのとれた食事や十分な睡眠等に気をつけてください。

#### (2) 症状への対応の仕方

次のいずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するとともに、学校へ連絡してください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ※ 基礎疾患等があるときは、上の状態が2日程度続く場合

### <臨時休業に係る学校の対応>

#### (1) 臨時休業の期間

期間：令和2年3月2日（月）から春季休業の開始日までの間

#### (2) 部活動について

臨時休業中の部活動は休止とします。ただし、自宅での活動を禁止するものではありませんが、自主的な活動であっても集団で活動することがないようにしてください。

#### (3) ・この他、詳細についてはメール配信やホームページ等でお知らせしますので、日ごろから確認するよう心掛けてください。

- ・教職員はこれまでどおり学校に勤務していますので、相談したいことなどがあれば安心してお知らせください。